

意見募集案件	北広島市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
担当課	保健福祉部国保医療課 電話 011-372-3311 内線 663

意見募集期間	平成 26 年 8 月 15 日（金）から平成 26 年 9 月 14 日（日）まで
原案の公表場所 （閲覧・配布）	市役所（保健福祉部国保医療課）及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、図書館、東記念館 大曲ふれあい学習センター（夢プラザ） 市ホームページ、広報北広島 8 月 15 日号
意見の提出方法・提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面（様式自由）による提出</li> <li>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</li> <li>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと（住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。）</li> </ul>
	保健福祉部国保医療課 郵便番号 061-1192（住所不要） 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-370-2380 電子メールアドレス： kokuhoiryu@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予定時期	市ホームページにて平成 26 年 10 月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等の内容	（1）案を作成した趣旨、目的、理由 子育て世帯の経済的負担の軽減と、子育て環境の充実を図ることを目的に、通院に係る医療費助成を拡大するため条例を一部改正するものです。 （2）その案件の決定内容（案）の骨子（概要） 子ども医療費助成事業の通院の助成対象を「小学校 6 年生」まで拡大します。 （3）その案の根拠となる法令等 北広島市子ども医療費助成に関する条例 （4）案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響（検討の論点等） この改正により、子どもの通院助成期間が現行と比べ、6 年間延長され子育て世帯の経済的負担が軽減されます。 （5）その他（他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報） 小学生の通院助成をしている道内の市町村 11 市/35 市 101 町村/144 町村（平成 25 年 4 月現在）
対象となる政策等の原案	別紙のとおり
その他	平成 26 年 8 月 15 日～9 月 14 日 パブリックコメントによる意見募集 12 月 第 4 回定例会に付議 平成 27 年 1 月 医療機関への説明及び市 H P と市広報への掲載 3 月 受給者証の交付 4 月 医療給付の開始